

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

職員組合の要求が実現

例外措置にかかる不適切な通知を指摘

職員組合は時間雇用教職員などの通算雇用期間上限を5年とする、いわゆる5年条項の廃止や、5年条項の例外措置の積極的な適用を求め、団体交渉や部局への働きかけを行ってきています。

例外措置については、5年満期を迎える人の3割強程度が適用されているといわれています。しかし、部局により適用率や適用数に大きな開きがあります。職員組合は、部局が例外措置を積極的に進められない理由の一つとして、例外措置にかかる諸通知に不適切な表現があることを、指摘してきました。

例外措置制度に変更ないと言うが

京大法人は、雇用期間が5年を超えると無期転換の申込みができる、改正労働契約法の無期転換ルールが施行される直前の段階で、改正労働契約法の対応策として「例外措置の厳格化」という表現を含む検討資料を学内に配付していました。職員組合は無期転換ルール導入を前にして例外措置を抑制しようとする法の趣旨に反した運用であると団体交渉で批判したところ、同資料は検討過程のものであり例外措置は導入の2010年以降、ルールも運用も変えていないと回答しました。

「更新評価の厳格化」は例外措置を抑制する

しかし、2013年12月19日付けの理事裁定通知「時間雇用教職員の勤務状況評価について」には、“更新評価（通算5年例外措置の適用を含む）の厳格化を図る”という表現が含まれていました。無期転換ルールの導入に前後して例外措置の適用を抑制する意図とも受けとめられかねない表現であったため、職員組合はこの文言の削除を求めていました。そうしたところ、今年1月21日付けで同通知が改訂され、“更新評価（通算5年例外措置の適用を含む）の厳格化を図る”という文言が削除されました。

例外措置の積極的な適用を

この通知は一方で「次年度への更新を行わないことが決定している場合」には評価を要しないとしています。これでは5年満期で雇用更新しない場合は、評価しなくてもよいということにもなりかねません。無期転換ルールの導入にみられるように、政策的にも社会的にも非正規労働者の雇用安定が強く要請されています。各部局においても京大のローカル・ルールに過ぎない「5年条項」を漫然と運用することなく、5年満期者についても勤務実績や能力をしっかりと評価した上で、積極的に例外措置を適用し雇用継続を図ることを強く求めます。

例外措置関連の通知が改訂
更新評価の厳格化が削除

貸金請求訴訟 国家賠償 控訴審 判決言渡し



原告・控訴人 **高山 佳奈子**
(職員組合副委員長・法学研究科教授)

3月14日13時30分から、大阪高等裁判所(第14民事部)にて、国立大学法人に貸下げを要請した行政指導の違法性に基づく国家賠償請求訴訟の控訴審判決が言い渡されました。この裁判では、控訴審から全大教の支援を賜りまして、2019年1月22日の口頭弁論傍聴および報告集会には各地のメンバー・OBにお集まりいただいております。

判決は控訴棄却で、理由の実質部分は約1ページしかなく、①京大法人は自主的に貸下げを行った、②貸下げは復興財源確保のために必要だった、とするものでした。どちらも、国の主張および第一審判決が認めた事実を正面から否定するものですので、判決は明らかに違法です。①につき、京大は運営費交付金の削減を受けても財源が十分であったため、国からの要請が貸下げの唯一の原因であったことは、両当事者の間に争いがありません。②につき、財源確保は運営費交付金の削減に

よって実現しており、貸下げは国の財源を1円も増やさなかったことにも、争いはなく、それどころか、これは公知の事実です。したがって、上告・上告受理申立手続を進めています。

そもそも国は第一審で、原告からの提訴に対する答弁書において、「国には国立大学法人の給与に関して行政指導を行う一般的権限がある」ということを否認の理由にしていました。ところが第一審判決は、「国家公務員において貸下げが実施された以上、国立大学法人でも貸下げを実施することが世論の理解につながる」という理由で請求を棄却しました。これに対し、原告は「そのような世論は人材流出を是認する意見以外に存在していない」と、「当時の国立大学法人給与は国家公務員より大幅に低い水準にあったため、貸下げは両者の乖離を拡大するだけであった」ことを証拠により主張して控訴していました。

結局「なぜ国は貸下げの要請ができるのか」は、国によっても控訴審判決によっても説明されません。何の行政目的にも資することのない貸下げは単なる人権侵害ですから、憲法および行政手続法に違反します。

上告審では、行政法の専門らから意見を寄せていただこうと考えています。また、同様の課題に取り組んでいる新潟大・電通大の仲間とも協力して参ります。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

性別

生年月日

所属部局:

部署:

職種/職名:

(例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365

<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などのじむのために適切な取扱を致します。

連絡先

京都大学職員組合 事務所

〒606-8317京都市左京区吉田本町

TEL:075-761-8916

FAX:075-751-8365

内線:7615(本部地区)

Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>